

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第14号

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給料に関する規則（令和元年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第5条 新たに第2号会計年度任用職員となった者の経歴のうち、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数以外の年数については、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）<u>別表第23</u>の経験年数換算表（別表第1の3の項又は4の項が適用される者にあつては、別表第2）に定めるところにより、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数として換算することができる。</p> <p>2 新たに第2号会計年度任用職員となった者のうち次の各号に掲げる者であつて当該各号に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。</p> <p>(1) 別表第1の1の項が適用される者 初任給規則<u>別表第19</u>の<u>医療職給料表(二)初任給基準表</u>の備考に定める経験年数</p> <p>(2) 別表第1の2の項が適用される者 初任給規則<u>別表第20</u>の<u>医療職給料表(三)初任給基準表</u>の備考に定める経験年数</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 別表第1の3の項又は4の項が適用される者（前号に掲げる者を除く。）その有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として任命権者が認める場合）<u>あつては、任命権者が認める</u>資格を取得した時）以後の経験年数</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第5条 新たに第2号会計年度任用職員となった者の経歴のうち、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数以外の年数については、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）<u>別表第16</u>の経験年数換算表（別表第1の3の項又は4の項が適用される者にあつては、別表第2）に定めるところにより、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数として換算することができる。</p> <p>2 新たに第2号会計年度任用職員となった者のうち次の各号に掲げる者であつて当該各号に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12月<u>（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）</u>で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。</p> <p>(1) 別表第1の1の項が適用される者 初任給規則<u>別表第12</u>の<u>医療職給料表(二)級別資格基準表</u>の備考に定める経験年数</p> <p>(2) 別表第1の2の項が適用される者 初任給規則<u>別表第13</u>の<u>医療職給料表(三)級別資格基準表</u>の備考に定める経験年数</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 別表第1の3の項又は4の項が適用される者（前号に掲げる者を除く。）その有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合）<u>あつては、その</u>資格を取得した時）以後の経験年数</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>

職種		基礎とする 給料表	学歴免 許等	基礎 号給	上限 号給
1 第2条 第1項の 職	栄養士及び管 理栄養士	略			
2～4 略					

備考 学歴免許等の欄の区分の適用については、初任給規則別表第22の学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

職種		基礎とする 給料表	学歴免 許等	基礎 号給	上限 号給
1 第2条 第1項の 職	栄養士	略			
2～4 略					

備考 学歴免許等の欄の区分の適用については、初任給規則別表第15の学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。